当館では、ルワンダにおいてビジネスを行っている、或いは、当地でのビジネス展開を御検討中の企業・個人の皆様からの法律相談を承っております。本法律相談は、当館と TMI 総合法律事務所との業務委託契約に基づき、当地でビジネス活動される皆様に対して、法律問題に関するコンサルティングを無料で提供するもので、問題の整理・分析、調査、情報提供、解決方法の提示等を行うものです(令和7年3月31日まで受付けております)。

ご利用をご希望の方々におかれましては、お名前、ご所属、お役職及びご相談内容をご記入の上、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

在ルワンダ日本国大使館〈rw.emb-japan@kq.mofa.go.jp〉

ご連絡頂きましたら、ご利用の流れをご説明させていただき、利用規約をお送りします。また、本コンサルティングに関してご不明点等ございましたら、上記宛先までご連絡ください。

在ルワンダ日本国大使館